



島根県報

平成24年10月19日（金）

第2,437号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業廃止の届出	（ 〃 ）	2
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	（障がい福祉課）	3
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業廃止の届出	（ 〃 ）	3
障害者自立支援法の規定による指定一般相談支援事業者の指定	（ 〃 ）	4
障害者自立支援法の規定による指定一般相談支援事業の廃止の届出	（ 〃 ）	6
保安林予定森林	（森林整備課）	6
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中小企業課）	7
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建築住宅課）	8
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正	（ 〃 ）	9

【公 告】

島根県公開系基盤構築運用保守業務に係る提案競技の実施	（情報政策課）	9
家畜人工授精に関する講習会の開催	（食料安全推進課）	13
都市計画変更の図書の縦覧	（都市計画課）	14
開発行為に関する工事の完了	（ 〃 ）	14

【特定調達公告】

島根県立美術館吸収式冷温水発生機再整備業務に係る随意契約の相手方等	（文化国際課）	15
島根県立江津工業高等学校FMSの購入に係る一般競争入札の実施	（教育施設課）	15
ICカード化運転免許証作成システム機器の賃貸借に係る一般競争入札の落札者等	（警察本部）	17

告 示

島根県告示第565号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業又は当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社 吾妻剣心社	通所介護	デイサービスセンター有志縁 吉田のたたらば	雲南市吉田町吉田2711	平成24年4月27日
株式会社 吾妻剣心社	介護予防通所介護	デイサービスセンター有志縁 吉田のたたらば	雲南市吉田町吉田2711	平成24年4月27日
雲南農業協同組合	訪問入浴介護	J A雲南 すずらん福祉センター	雲南市木次町里方1093-119	平成24年5月30日
雲南農業協同組合	介護予防訪問入浴介護	J A雲南 すずらん福祉センター	雲南市木次町里方1093-119	平成24年5月30日
社会福祉法人 慈光会	訪問入浴介護	湯の郷苑入浴サービス	大田市温泉津町上村461	平成24年5月31日
社会福祉法人 石見さくら会	訪問看護	石見さくら会訪問看護事業所	邑智郡邑南町矢上347	平成24年5月31日
社会福祉法人 石見さくら会	介護予防訪問看護	石見さくら会訪問看護事業所	邑智郡邑南町矢上347	平成24年5月31日
株式会社 レスペランス	訪問介護	レスペランス中野 訪問介護事業所	出雲市中野町757-3 レスペランス中野	平成24年8月31日
有限会社 ホームケアー島根	訪問入浴介護	有限会社 ホームケアー島根	出雲市斐川町上直江2139-135	平成24年9月1日

島根県告示第566号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社 レスペランス	居宅介護支援	レスペランス中野 居宅介護支援事業所	出雲市中野町757-3 レスペランス中野	平成24年8月31日
医療法人コスモ会 奥出雲コスモ病院	居宅介護支援	医療法人コスモ会 奥出雲コスモ病院	雲南市木次町里方1275-2	平成24年9月30日

島根県告示第567号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人浜田市 社会福祉協議会	居宅介護 重度訪問介護	さんあい訪問介護事業所	浜田市金城町下来原1541- 20	平成24年8月1日
特定非営利活動法人 だんだん	短期入所	あまの里	隠岐郡海士町大字海士1470 番地1	平成24年8月1日
合同会社KOKUA	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	訪問介護のココア	松江市国屋町字池代り378 番地10	平成24年9月1日
社会福祉法人かも福 社会	同行援護	ヘルパーステーションかも	雲南市加茂町宇治328番地	平成24年10月1日
株式会社シンワ	就労継続支援A型	株式会社シンワ	松江市東出雲町下意東2390	平成24年9月1日
株式会社ニチイ学館	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	ニチイケアセンター出雲み なみ	出雲市天神町869番地 天 神ビル3階 B1号室	平成24年10月1日
株式会社江友	就労継続支援B型	株式会社江友 白濁事業所	松江市灘町139-12	平成24年10月1日
合同会社杏	居宅介護	ヘルパーあんず	浜田市長沢町3131-1	平成24年10月1日
合同会社R o s e	居宅介護	ローズヘルパーステーショ ン	浜田市熱田町1023番地7	平成24年10月1日
特定非営利活動法人 あすのひかり	就労継続支援B型	特定非営利活動法人あすの ひかり	松江市八幡町882番地2	平成24年10月1日
社会福祉法人山陰家 庭学院	共同生活援助	共同生活介護・共同生活援 助事業所しおかぜ	松江市西川津町2698-7	平成24年10月1日
株式会社空	居宅介護	ケア・ステーション ピー ス	出雲市塩冶町2078番地1 ララポートA201号	平成24年10月1日
社会福祉法人松豊会	同行援護	津田訪問介護センター	松江市西津田十丁目19-50	平成24年10月1日
社会福祉法人みずう み	同行援護	法吉ヘルパーステーション	松江市西法吉町35-20	平成24年10月1日
株式会社すみれ	行動援護	ヘルパーステーションすみ れ	松江市浜乃木3-3-26 GOODAGE浜乃木8F	平成24年10月1日

島根県告示第568号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人親和会	重度訪問介護 行動援護	居宅介護事業所ふたば	出雲市神西沖町2476-1	平成24年9月30日
社会福祉法人きづき会	行動援護	いなさ園ホームヘルプセンター	出雲市大社町杵築西1643-2	平成24年10月1日
社会福祉法人仁多福祉会	行動援護	仁多ヘルパーステーション	仁多郡奥出雲町三成226	平成24年9月30日
有限会社ケアサービス浜田	行動援護	有限会社ケアサービス浜田居宅介護事業所	浜田市港町209-5	平成24年7月30日
社会福祉法人敬仁会	重度訪問介護 行動援護	大庭指定訪問介護事業所	松江市佐草町2-2	平成24年9月30日
社会福祉法人太陽とみどりの里	短期入所	尼子苑	安来市広瀬町下山佐330番地3	平成24年10月1日
社会福祉法人海士町社会福祉協議会	行動援護	海士町社会福祉協議会	隠岐郡海士町大字海士3969番地1	平成24年10月1日
社会福祉法人知夫村社会福祉協議会	居宅介護 重度訪問介護	知夫村社協指定障害福祉サービス事業所「知夫の里」	隠岐郡知夫村664番地	平成24年9月30日
社会福祉法人津和野町社会福祉協議会	行動援護	津和野訪問介護事業所	鹿足郡津和野町森村イ1025番地	平成24年8月31日
社会福祉法人津和野町社会福祉協議会	行動援護	日原訪問介護事業所	鹿足郡津和野町日原14番地	平成24年8月31日
株式会社ハピネライフケア	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	ハピネヘルパーステーション出雲	出雲市渡橋町418	平成24年10月1日
松江保健生活協同組合	重度訪問介護	ふれあいヘルパーステーション	松江市西津田七丁目14番21号	平成24年10月1日
有限会社高村	居宅介護	サンガーデン輝らら☆訪問介護事業所	浜田市金城町今福1473-1	平成24年10月1日
社会福祉法人松豊会	行動援護	津田訪問介護センター	松江市西津田十丁目19-50	平成24年9月30日
社会福祉法人美郷町社会福祉協議会	行動援護	美郷町社会福祉協議会訪問介護事業所	邑智郡美郷町粕淵195番地1	平成24年10月1日
有限会社えるだー	重度訪問介護 行動援護	有限会社えるだー	出雲市駅南町三丁目12番地1	平成24年10月1日

島根県告示第569号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人おおなん福祉会	地域移行支援 地域定着支援	ハートフルみずほ	邑智郡邑南町下田所334	平成24年10月1日
社会福祉法人ぴゅあ	地域移行支援 地域定着支援	浜田市障害者生活支援センター	浜田市殿町21番地1	平成24年10月1日
社会福祉法人創文会	地域移行支援 地域定着支援	相談支援事業所ハートピア出雲	出雲市武志町693番地4	平成24年10月1日
社会福祉法人四ツ葉福祉会	地域移行支援 地域定着支援	授産センターよつば	松江市打出町43番地	平成24年10月1日
社会福祉法人四ツ葉福祉会	地域移行支援 地域定着支援	四ツ葉園 ハローネット	松江市古志町1551-4	平成24年10月1日
社会福祉法人いわみ福祉会	地域移行支援 地域定着支援	地域生活支援センターらいふ	浜田市殿町103-1	平成24年10月1日
社会福祉法人仁寿会	地域移行支援 地域定着支援	障害者相談支援センター 山楽園	雲南市掛合町松笠2154番地1	平成24年10月1日
社会福祉法人亀の子	地域移行支援 地域定着支援	亀の子サポートセンター	大田市長久町長久口267番地6	平成24年10月1日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	地域移行支援 地域定着支援	厚生センター相談支援事業所	松江市千鳥町70	平成24年10月1日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	地域移行支援 地域定着支援	相談支援事業所光風園	出雲市湖陵町大池240-1	平成24年10月1日
社会医療法人昌林会	地域移行支援 地域定着支援	安来地域活動支援センター ステップ	安来市安来町927番地2	平成24年10月1日
社会福祉法人親和会	地域移行支援 地域定着支援	相談支援事業所かのん	出雲市神西沖町2476-1	平成24年10月1日
医療法人仁風会	地域移行支援 地域定着支援	ビ・フレンジィング	松江市大庭町1460番地3	平成24年10月1日
社会福祉法人ふあっと	地域移行支援 地域定着支援	ふあっと	出雲市武志町693番地1	平成24年10月1日
社会福祉法人島根整肢学園	地域移行支援 地域定着支援	島根整肢学園	江津市渡津町1926番地	平成24年10月1日
社会福祉法人はびねす福祉会	地域移行支援 地域定着支援	相談支援事業所 ほっと	益田市横田町2087番地1	平成24年10月1日
特定非営利活動法人コミュニティサポートいづも	地域移行支援 地域定着支援	C S いづも相談支援事業所	出雲市大社町入南80-1	平成24年10月1日
社会福祉法人雲南広域福祉会	地域移行支援 地域定着支援	指定相談支援事業所そよかぜ館別館	雲南市三刀屋町古城45番地6	平成24年10月1日
社会福祉法人雲南広域福祉会	地域移行支援 地域定着支援	指定相談支援事業所そよかぜ館	雲南市木次町下熊谷1259番地1	平成24年10月1日
社会福祉法人希望の里	地域移行支援	相談支援事業所 ポケ	益田市乙吉町イ110-1	平成24年10月1日

福祉会	地域定着支援	ットプラザ		
社会福祉法人雲南ひまわり福祉会	地域移行支援 地域定着支援	きすき障害者（児）相談支援センター	雲南市木次町東日登351番地 5	平成24年10月1日

島根県告示第570号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、次のとおり指定一般相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により告示する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人親和会	地域移行支援 地域定着支援	さざなみ学園	出雲市神西沖町2534-2	平成24年10月1日
有限会社米原設計	地域移行支援 地域定着支援	ケアステーションやわらぎ	出雲市知井宮町1192番地	平成24年10月1日
社会福祉法人邑智福祉振興会	地域移行支援 地域定着支援	サポートステーションおりーぶ	邑智郡邑南町中野3594-21	平成24年9月30日
特定非営利活動法人エプロンの会	地域移行支援 地域定着支援	エプロンの会	安来市安来町1576	平成24年10月1日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	地域移行支援 地域定着支援	障害者地域生活支援センターせいふう	大田市大田町吉永1453番地 13	平成24年9月30日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	地域移行支援 地域定着支援	相談支援事業所緑風園	邑智郡邑南町中野2384	平成24年9月30日
医療法人エスポアール出雲クリニック	地域移行支援 地域定着支援	指定相談支援事業所フライエ	出雲市小山町362-1	平成24年9月30日

島根県告示第571号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝口善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市宇那手町字右谷883-1、1646-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇那手町右谷883-1、1646-1（以上1筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第572号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオン出雲食品館 出雲市天神町151外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年6月11日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,010平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

80台（建物敷地南側及び東側）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

56台（建物南側及び西側）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

121平方メートル（建物北西側）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

16.866立方メートル（建物北西側）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前7時00分から午前0時00分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午前0時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所（建物敷地南側及び西側並びに東側）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後9時00分まで

2 届出年月日

平成24年10月10日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（島根県出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第573号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成22年島根県告示第102号）の一部を次のように改正し、平成24年10月19日から施行する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

表浜田市の項中	熱田	簡易耐火構造平家建	昭和34	0.90	を
	瀬戸ヶ島	簡易耐火構造平家建	昭和35	0.94	

」

「

熱田	簡易耐火構造平家建	昭和34	0.90	に改め、表益田市の項中
----	-----------	------	------	-------------

」

「

	仙道	木造2階建	平成19	0.95	を
			平成20		
	椎ノ木	簡易耐火構造平家建	昭和56	0.90	

」

「

	仙道	木造2階建	平成19	0.95	に改める。
			平成20		

」

島根県告示第574号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成22年島根県告示第177号）の一部を次のように改正し、平成24年10月19日から施行する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表浜田市の項中	浜田市	瀬戸ヶ島団地	1,680円	を
		緑ヶ丘団地	1,680円	

浜田市	緑ヶ丘団地	1,680円	に改め、表益田市の
-----	-------	--------	-----------

項中	仙道団地	1,050円	を
	椎ノ木団地	— (105円)	

	仙道団地	1,050円	に改める。
--	------	--------	-------

公 告

島根県公開系基盤構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県公開系基盤構築運用保守業務の調達

(2) 仕様

島根県公開系基盤構築運用保守業務提案競技仕様書による。

(3) 期間

ア 島根県公開系基盤構築業務

契約の日から平成25年6月30日まで

イ 島根県公開系基盤運用保守業務

平成25年7月1日から平成30年6月30日まで

(4) 提案価格の上限額

259,453千円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- キ 共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

- ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (7) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (カ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ヨ) その他必要な事項

- イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

- ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

- エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成24年10月19日（金）から同年11月2日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階） 島根県地域振興部情報政策課システム管理グループ

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 提案書提出書 1部
- (8) 提案書 7部
- (9) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成24年11月8日（木）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成24年11月28日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム管理グループ

電話 0852-22-5701 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技説明会

提案競技説明会は、行わない。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、平成24年10月29日（月）午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成24年11月6日（火）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成24年11月12日（月）までに、郵送にて通知する。

9 選定方法

- (1) 島根県公関係基盤構築運用保守業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。
 - ア 性能
 - イ 信頼性及び安定性
 - ウ 運用性
 - エ 拡張性及び柔軟性
 - オ 費用
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による審査を行う。
 - ア 第1次審査
書類審査を行い、数件の優良提案を選定する。
 - イ 第2次審査
第1次審査で選定された提案者によるヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。
なお、ヒアリングの詳細日程等については、該当者にのみ別途通知する。
- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

- (1) 契約相手方
審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- (2) 契約金額
契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。
- (3) 前金払
前金払は、行わない。
- (4) 契約保証金
島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (5) その他の契約事項
契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には、原則として応じない。
 - (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
 - (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
 - (5) 提出書類は、返却しない。
 - (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- 13 提案競技に関する問合せ先
5の(3)に同じ。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of services to be required : Internet access service, a server system and networking appliances for Shimane Prefectural Government 1 set
 - (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 28 November 2012
 - (3) For further details contact : Information Policy Division 1Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan TEL : 0852-22-5701

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開催場所

(1) 学科及び試験

大田市波根町970-1 島根県立農林大学校

(2) 実習

大田市波根町970-1 島根県立農林大学校

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

雲南市木次町下熊谷470 島根県畜産技術センター（育種部門）

2 開催期間

平成25年2月4日（月）から同月22日（金）まで

3 受講者の定員

6名程度

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

関係法規、人工授精

(2) 実習

家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、人工授精

6 受講資格

次の各号のいずれかに該当する者で、免許取得後、家畜人工授精業務に従事するもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を有すると認める者であって、18歳以上のもの

(2) 家畜保健衛生所長が適当と認めて推薦した者であって、18歳以上のもの
なお、本年度は、島根県立農林大学校農業科肉用牛専攻2年生に限る。

7 受講願書の提出期限

平成25年1月7日(月)

8 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

9 受講者の決定

知事は受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

10 受講手数料

農林大学校農業科肉用牛専攻2年生は11,700円分の島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。

11 その他

この講習会の受講についての問合せは、松江市殿町1番地島根県農林水産部食料安全推進課(0852-22-6951)又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

益田都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

益田市乙吉町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市安来町641番1の一部、642番2、642番3、642番4、642番7

面積 1,969.78平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市古川町829番地1

社会福祉法人 やすぎ福祉会

理事長 島田 三郎

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県立美術館における吸収式冷温水発生機再整備業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県環境生活部文化国際課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年9月28日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

広島県広島市西区庚午中二丁目14番35号 荏原冷熱システム株式会社中国営業所

5 随意契約に係る契約金額

26,544,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成24年10月19日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立江津工業高等学校FMS 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年3月27日（水）

ただし、システム構築期限は平成25年3月25日（月）とする。

(4) 納入場所

島根県立江津工業高等学校（島根県江津市江津町1477）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」中分類「工作機器」に登載されている者であること。
- (4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階
島根県教育庁教育施設課
電話 0852-22-6602 ファクシミリ 0852-22-6016

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成24年10月19日（金）から同年11月15日（木）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入し、押印の上、ファクシミリで(1)の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

日時 平成24年11月29日（木）午前10時まで
（郵便入札にあつては、平成24年11月29日（木）午前9時必着）
場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室
（郵便入札にあつては、3(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

日時 平成24年11月29日（木）午前10時から
場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号及び第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成24年11月15日（木）午後5

時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied :

Details : A complete set of flexible-manufacturing-system

Desired Date of Delivery : 27 March 2013

Place of Delivery : Shimane Prefectural Goutsukougyo High School 1477 Goutsucho, Goutsu-shi,
Shimane-ken

(2) Deadline for Tender : 10 : 00 a.m 29 November 2012

(Applications by mail must arrive at the Office above by 9 : 00 a.m. 29 November 2012)

(3) Please tender all information to :

C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502 Telephone : 0852-22-6602

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年10月19日

島根県警察本部長 彦坂正人

1 落札に係る物品等又は役務の名称

ICカード化運転免許証作成システム機器の賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

平成24年9月27日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社中国支店

広島県広島市中区紙屋町二丁目2番12号

5 落札金額

56,416,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成24年8月3日